

青森県報

第三千三百八十三号

平成二十三年
五月六日
(金曜日)

目次

告 示

廃棄物が地下にある土地に係る指定区域の指定	(環境政策課)	一
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(健康福祉政策課)	一
右 同	(同)	二
右 同	(同)	二
生活保護法による指定介護機関の再開の届出	(同)	三
障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定	(障害福祉課)	三
公共測量の終了	(監理課)	三
右 同	(同)	三
公 告		
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	(情システム課報)	四
右 同	(同)	四
建設業者の許可の取消し	(東青地民局)	四
右 同	(同)	五
右 同	(同)	五
右 同	(三八地民局)	五
右 同	(同)	六

選挙管理委員会

青森県知事選挙において手話通訳を付して政見放送を録画するものとする放送事業者の指定……………(事務局) ……六

人事委員会

労働基準法別表第一の号別区分の一部改正……………(管理課) ……六

告 示

青森県告示第四百十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地に係る指定区域を次のとおり指定するので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十三年五月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	埋 立 地 の 区 分	指 定 区 域
階上町一般廃棄物最終処分場跡地	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第十三条の二第一号	三戸郡階上町大字角柄折字白石四の一の一部、一〇の一の一部

青森県告示第四百十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年五月六日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名 称	社会福祉法人まほろば	住所	八戸市小中野八丁目六三	居宅介護事業の種類	訪問看護	居宅介護事業所	訪問看護ステーション小中野	住所	八戸市小中野八丁目八の八	廃止年月日	平成 三・三・二七
	主たる事務所の所在地	八戸市新井田西二丁目一の二五	訪問介護	新井田クリンツク訪問介護事業所		八戸市新井田西二丁目一の二五		三・四・一				
株式会社レインタコム	名 称	医療法人泰人会	住所	東京都東久留米市八幡町二丁目一七三	居宅介護事業の種類	福祉用具貸与	居宅介護事業所	パナソニックエイジフイーロン介護サービス	住所	上北郡東北町字ほとけ沢五の六	廃止年月日	三・三・三
	主たる事務所の所在地	八戸市新井田西二丁目一の二五	訪問介護	新井田クリンツク訪問介護事業所		八戸市新井田西二丁目一の二五		三・四・一				

青森県告示第四百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年五月六日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者	名 称	医療法人泰人会	住所	東京都東久留米市八幡町二丁目一七三	介護予防事業の種類	介護予防訪問介護	介護予防事業所	パナソニックエイジフイーロン介護サービス	住所	上北郡東北町字ほとけ沢五の六	廃止年月日	平成 三・四・一
	主たる事務所の所在地	八戸市新井田西二丁目一の二五	訪問介護	新井田クリンツク訪問介護事業所		八戸市新井田西二丁目一の二五		三・四・一				

青森県告示第四百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年五月六日

青森県知事 三 村 申 吾

特定福祉用具販売事業者	名 称	株式会社レインタコム	住所	東京都東久留米市八幡町二丁目一七三	特定福祉用具販売事業所	廃止年月日	平成 三・三・三
	主たる事務所の所在地	東京都東久留米市八幡町二丁目一七三	パナソニックエイジフリー介護サービス	上北郡東北町字ほとけ沢五の六			

青森県告示第四百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年五月六日

青森県知事 三 村 申 吾

特定介護予防福祉用具販売事業者	名 称	株式会社レインタコム	住所	東京都東久留米市八幡町二丁目一七三	特定介護予防福祉用具販売事業所	廃止年月日	平成 三・三・三
	主たる事務所の所在地	東京都東久留米市八幡町二丁目一七三	パナソニックエイジフリー介護サービス	上北郡東北町字ほとけ沢五の六			

青森県告示第四百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から再開した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年五月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業所	再 開 年 月 日
	医療法人泰人会	新井田クリニツク居宅介護支援センター	
主たる事務所の所在地	八戸市新井田西二丁目一の二五	八戸市新井田西二丁目一の二五	

青森県告示第四百二十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十三年五月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
りんこのき薬局本町店	弘前市大字本町五〇の一本町フラット一階	平成三三・五一

青森県告示第四百二十二号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第

三項の規定により公示する。

平成二十三年五月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
青森市
- 二 測量の種類
公共測量（空中写真撮影）
- 三 測量の期間
平成二十二年六月一日から平成二十三年三月三十一日まで
- 四 測量の地域
青森市

青森県告示第四百二十三号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年五月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
八戸市
- 二 測量の種類
公共測量（デジタル撮影・写真地図作成）
- 三 測量の期間
平成二十二年七月十二日から平成二十三年三月三十一日まで
- 四 測量の地域
八戸市全域

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年五月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

②プログラム・プロダクトの賃貸借（レンタル） 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画政策部情報システム課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十三年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

日本電子計算機株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目四の一

六 契約金額

八千八百六千四百円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであつたので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年五月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

電子計算機による業務処理委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画政策部情報システム課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十三年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社青森電子計算センター

青森市大字三内字丸山三九三の二七〇

六 契約金額

五千二百十万円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであつたので、契約の相手方としたものである。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年五月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 小川工務店

二 氏名 小川 健蔵

三 主たる営業所の所在地 東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田七三

四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第二七六三三

五 取消年月日 平成二十三年四月十一日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年二月九日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年五月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 日本電業株式会社

二 代表者の氏名 石戸谷 直子

三 主たる営業所の所在地 青森市大字三内字沢部四二二

四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第一五五二二

五 取消年月日 平成二十三年四月五日

六 取消しに係る建設業の許可

電気通信工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年三月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年五月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社タイセイ

二 代表者の氏名 長谷川 哲哉

三 主たる営業所の所在地 青森市大字浜田字玉川二六二の九

四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第一二二八四号

五 取消年月日 平成二十三年四月七日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年三月二十六日前記建設業者が合併により消滅したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年五月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社田守建築

二 代表者の氏名 田守 洋児

三 主たる営業所の所在地 三戸郡五戸町大字豊間内字上谷地一九の三

四 許可番号 青森県知事許可(般 二〇)第一二八三二号

五 取消年月日 平成二十三年四月四日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、とび・土工、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年二月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出

により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年五月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 坂本工務店
- 二 氏名 坂本 敬一
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡南部町大字杉沢字天獅子二二の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第一〇一〇一号
- 五 取消年月日 平成二十三年四月四日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十三年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四十九号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第八条第六項の規定により、青森県知事選挙において候補者等が手話通訳を付して政見放送を録画するものとする放送事業者を次のとおり定める。

平成二十三年五月六日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

青森県知事選挙において手話通訳を付して政見放送を録画するものとする放送事業者

日本放送協会青森放送局

青森朝日放送株式会社

青森放送株式会社

株式会社青森テレビ

人事委員会

人事委員会告示二十三第一号

平成十一年六月九日人事委員会告示十一第二号（労働基準法別表第一の号別区分）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月六日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

別表第十二号の項中、「美術館、菅農中学校」を「菅農中学校、美術館」に改め、同表第十三号の項中、「中央病院、つくしが丘病院」を削り、「（寄宿舎に限る。）」の下に、「中央病院、つくしが丘病院」を加える。

（発行所・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社
每週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十五円一銭